

掲示文書一覧(市長分)

令和8年4月17日

種別	番号	題名	主管課
告示	259	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	260	第20回世界歴史都市会議における登録料の収納及び支出事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	観光コンベンション室
告示	261	第20回世界歴史都市会議における登録料の納付に係る指定納付受託者の指定について	観光コンベンション室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 259号

令和 8年 4月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 中山下自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市林田町中山下6 3番地	姫路市林田町中山下1 13番地	令和8年4月1日
代表者の氏名	加納 一郎	金尾 健太郎	

2 狭戸自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市安富町狭戸6 15番地	姫路市安富町狭戸2 35番地	令和8年4月1日
代表者の氏名	下村 俊介	谷口 勝弘	

姫路市告示第 260号

令和 8年 4月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

第20回世界歴史都市会議における登録料の収納及び支出事務に係る
指定公金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第20回世界歴史都市会議登録料の収納及び支出事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社 インターグループ
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
大阪府大阪市北区豊崎3丁目20番1号インターグループビル
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年（2026年）4月17日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和8年（2026年）4月17日から令和9年（2027年）3月12日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等（歳出）の種類
第20回世界歴史都市会議における登録料

姫路市告示第 261号

令和 8年 4月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

第20回世界歴史都市会議における登録料の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、第20回世界歴史都市会議における登録料の納付について下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社 インターグループ
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
大阪府大阪市北区豊崎3丁目20番1号インターグループビル
- 3 指定納付受託者に指定をした日
令和8年（2026年）4月17日
- 4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類
第20回世界歴史都市会議における登録料
- 5 指定納付受託者が取り扱うことができる期間
令和8年（2026年）4月17日から令和9年（2027年）3月12日まで